

令和 2 年 9 月 3 日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和2年8月25日	エアゾール式簡易消火具	公共施設において、エアゾール式簡易消火具が破裂。	滋賀県
2	令和2年7月28日	障害福祉サービス	居宅介護において、職員が洗剤に浸漬していた器具を洗浄しないまま利用者の胃ろうに使用し、下痢等の症状。	宮城県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(ポルシェ 911 Carrera 4S)	普通乗用自動車(動力伝達装置)のリコール。(外-3061) フロントトランスミッションにおいて、マウントブラケットボルトの締付管理が不適切なため、正しいトルクで締め付けられていないものがある。そのため、当該ボルトが緩み異音が発生して、最悪の場合、振動によりドライブシャフトが損傷する、又は、燃料タンクと干渉し、燃料タンクが破損して燃料が漏れるおそれがある。
2	普通乗用自動車(アウディ アウディ A1 1.4/90kw 他)	普通乗用自動車(自動変速機油圧制御システム)のリコール。(外-3079) 7速ストロニック型自動変速機のメカトロニクスにおいて、アキュムレータ取付部のハウジング加工精度が不適切なため、始動時や渋滞走行などの大きな油圧変動が繰り返されると、ハウジングに微細な亀裂が発生するものがある。そのため、油圧が低下するとともに警告灯が点灯し、そのままの状態で使用を続けると、最悪の場合、走行できなくなるおそれがある。
3	普通乗用自動車(スバル レガシィ)	普通乗用自動車(灯火装置)のリコール。(4791) 右側ヘッドランプにおいて、製造工程が不適切なため、ヘッドランプ内部に塗布した接着剤が、内部構成部品である光源ユニット付近に垂れ落ち、光源ユニットの左右方向の動きが妨げられているものがある。そのため、前照灯レベラー作動角不良や、使用過程での光軸ずれが発生し、保安基準第32条(前照灯の基準)に適合しなくなるおそれがある。
4	普通乗用自動車(スバル XV 他)	普通乗用自動車(灯火装置)のリコール。(4792) LED仕様の右側ヘッドランプにおいて、内部構成部品である光源ユニットの製造時のコード配線が不適切なため、光源ユニットのコードが内部に干渉し、光源ユニットの左右方向の動きが妨げられることがある。そのため、使用過程で光軸ずれが発生し、保安基準第32条(前照灯の基準)に適合しなくなるおそれがある。
5	普通乗用自動車(スバル レガシィ)	普通乗用自動車(灯火装置)のリコール。(4793) HID仕様のヘッドランプ(すれ違い用前照灯)において、内部構成部品であるバルブと反射面の仕様の組み合わせによって、バルブからの紫外線により反射面の劣化が促進されるものがある。そのため、そのまま使用を続けると、反射面のアルミ蒸着が剥離し、光度が徐々に低下して、最悪の場合、保安基準第32条(前照灯の基準)に適合しなくなるおそれがある。
6	普通乗用自動車(ボルボ ボルボ V60 他)	普通乗用自動車(エンジン冷却装置)のリコール。(外-3072) エンジン冷却装置において、エア抜き設計が不適切なため、修理等により冷却水を再充填する際に、専用特殊工具を正しく使用しない場合、冷却装置からエアが抜けないことがある。そのため、冷却が不十分となり、最悪の場合、エンジンルームが火災に至るおそれがある。
7	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ ビアノ 他)	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(外-3074) 燃料タンクに装着されている燃料ポンプにおいて、車両搭載時の組付けが不適切なため、リターンノズルに引張力がかかっているものがある。そのため、使用過程での負荷により当該リターンノズルに亀裂が生じ、燃料が漏れるおそれがある。
8	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ A180 他)	普通乗用自動車(その他)のリコール。(外-3075) エアコンのエバポレータにおいて、排水ホースの組付けが不適切なため、車室内に凝縮水が漏れ出すものがある。そのため、床下が浸水して電気配線に腐食や短絡が発生し、最悪の場合、エアバッグが適切に作動しない、または、走行中にエンジンストールが発生するおそれがある。

9	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ メルセデスAMG G63 他)	普通乗用自動車(動力伝達装置)のリコール。(外-3076) ディファレンシャルロックシステムにおいて、コントロールユニット内の構成部品の材料選定が不適切なため、アクスルオイルから発生するガスにより電気的な障害が発生することがある。そのため、警告灯の点灯と共にABSや横滑り防止装置(ESP)の作動が停止して、最悪の場合、滑りやすい路面等で車両の挙動が不安定になり事故を起こすおそれがある。
10	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ メルセデスAMG GT S 他)	普通乗用自動車(車載式故障診断装置)のリコール。(外-3077) エンジンコントロールユニットの制御プログラムにおいて、車両へ搭載する仕様の管理が不適切なため、正規と異なる仕様のプログラムを搭載している。そのため、冷間時に行うアイドルアップ制御が正しく作動せず、最悪の場合、排出ガスが基準値を超えるおそれがある。
11	普通乗用自動車(プジョー 308 他)	普通乗用自動車(冷却装置)のリコール。(外-3078) EGRバルブ冷却水ホースにおいて、配索設計が不適切なため、当該ホースとエアフィルターハウジングとのクリアランスが小さくなり、走行中の振動により接触することがある。そのため、当該ホースが損傷し冷却水が漏れ、最悪の場合、エンジンオーバーヒートに至るおそれがある。
12	普通乗用自動車(フォルクスワーゲン VW up!GTI 1.0/85kW)	普通乗用自動車(燃料噴射装置)のリコール。(外-3080) 燃料噴射装置において、燃料噴射ノズルの検査工程の判定値の設定が不適切なため、検査基準値を外れて製造されたものがある。そのため、エンジンを長期間停止すると、少量の漏れた燃料が燃焼室内に滞留し、エンジン始動直後からしばらくの間、排出ガスの濃度が悪化して、最悪の場合、排出ガス基準値を超えるおそれがある。
13	普通乗用自動車(プジョー 508 他)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(外-3082) エンジンコントロールユニットにおいて、制御プログラムが不適切なため、低エンジン回転・定速走行などの低負荷走行の際に、NOx(窒素酸化物)センサーが正しく機能していないと誤診断し、エンジン警告灯が点灯するおそれがある。
14	普通乗用自動車(スマート フォーフォー)	普通乗用自動車(エンジンコントロールユニット)の改善対策。(598) エンジンコントロールユニットの制御プログラムが不適切なため、排出ガスに含まれる非メタン系炭化水素(NMHC)及び、窒素酸化物(NOx)排出量が、平成17年基準排出ガス75%低減レベルを満たさないおそれがある。
15	自動二輪車(ホンダ CBR250RR)	自動二輪車(原動機)のリコール。(4801) 原動機のオイルパンにおいて、塗装が不適切なため、走行中の原動機からの熱影響により取付ボルトが緩むことがある。そのため、そのまま使用を続けると、オイルパンからエンジンオイルが漏れ、最悪の場合、漏れたオイルが後輪タイヤに付着し、転倒するおそれがある。
16	健康食品	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日 令和2年4月25日)
17	パスタ	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和2年8月26日)

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和2年8月15日	飲食店(8月14日の食事)	サルモネラ属菌	滋賀県
2	令和2年8月13日	飲食店(8月12日及び13日の食事)	サルモネラ属菌	群馬県
3	令和2年8月16日	飲食店(8月13日の食事)	カンピロバクター	静岡県
4	令和2年8月19日(初発)	飲食店(8月19日及び20日の食事)	黄色ブドウ球菌	栃木県
5	令和2年8月17日	飲食店(8月15日の食事)	カンピロバクター	山梨県
6	令和2年8月18日(初発)	飲食店(8月18日及び19日の食事)	黄色ブドウ球菌	大阪府
7	令和2年8月	飲食店(8月7日の食事)	アニサキス	東京都
8	令和2年8月23日	飲食店(8月23日の食事)	アニサキス	埼玉県
9	令和2年8月15日	飲食店(8月8日及び11日の食事)	腸管出血性大腸菌O157	和歌山県
10	令和2年8月16日	飲食店(8月14日の食事)	カンピロバクター	大阪府
11	令和2年8月24日	飲食店(8月24日の弁当)	黄色ブドウ球菌	愛媛県

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<http://www.jikojoho.go.jp>)で「消費者事故等(2020年9月3日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290